

外注整備共通仕様書  
(市販型車両)

令和 5年4月5日

航空自衛隊長沼分屯基地

## 共通仕様書目次

1 総則	3
1.1 適用範囲	3
1.2 用語の定義	3
1.3 関連文書	4
2 役務に関する要求事項	4
2.1 一般	4
2.2 整備作業の種類	4
2.3 作業内容	5
2.4 部品及び材料	6
2.5 機能及び性能	6
2.6 作業の中止	7
3 品質保証	7
3.1 計測器及び試験装置	7
3.2 品質保証資料	7
3.3 監督及び検査	7
4 その他の指示	7
4.1 付属品及び予備品	7
4.2 提出書類	7
4.3 安全管理	8
4.4 環境対策	8
4.5 補給手続き	8
4.6 保証	8
4.7 技術協力	8
4.8 不具合等の処置	9
4.9 仕様書の疑義	9
別表第1 車両用特定品目一覧表	10
別紙様式第1-1 作業範囲及び修理明細書	11
別紙様式第1-2 作業範囲及び修理明細書	12
別紙様式第2 車両作業用紙（一般車両）	13
別紙様式第3 車両作業用紙（施設、荷役、その他の車両）	15
別紙様式第4-1 必要部品及び修理要領明細書	17
別紙様式第4-2 必要部品及び修理要領明細書	18
別紙様式第5 搬出入時車両器材等員数表	19
別冊 車両等検査手順	

航空自衛隊仕様書		
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書
	性質による分類	共通仕様書
物品番号		仕様書番号
品名 又は 件名	外注整備共通仕様書 (市販型車両)	長分基LPS-V00104
		承認 令和5年4月5日
		作成 令和5年4月5日
		改正 令和 年 月 日
		作成部隊等名 北部高射群第11高射隊
		ホームページ <input checked="" type="radio"/> 揭載 <input type="radio"/> 不掲載

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

- a) この仕様書は、第11高射隊長が行う市販型車両（以下「車両等」という。）の外注整備について、契約相手方が実施する共通事項について規定する。
- b) この仕様書に規定する内容と個別仕様書に規定する内容が相違する場合は、個別仕様書を優先する。

### 1.2 用語の定義

この仕様書及びこの仕様書を適用する個別仕様書において用いる用語の定義は次による。

- a) 個別TO等 個別TO等とは、次に示すものをいう。
  - 1) 当該車両に適用する技術指令書（J.T.O.）
  - 2) 製造会社取扱説明書等（製造会社が車両等の整備を目的として作成した取扱説明書、オーバーホール指令書、修理書、整備基準、部品目録及び図面等で、整備作業の基準となるものをいう。）
- b) 車両等 車両等とは、航空自衛隊車両等整備基準（J.T.O.00-10-9）の第1-2表に示す車両及びその構成品、部品、付属品及び予備品をいう。
- c) 修理不能 修理不能とは、次の各号の場合をいう。
  - 1) 個別仕様書に規定された修理限度を超える場合
  - 2) 特に個別仕様書による規定がない限り、修理に必要な部品材料費（官給品を含む。）、役務費及び梱包輸送費を含む総費用が新品取得価格の65%以上と見積もる場合
  - 3) 特に官側が示す場合

品 名	外注整備共通仕様書（市販型車両）
-----	------------------

- d) 契約担当官等 契約担当官等とは、千歳基地第2航空団会計隊長又は契約担当官代理をいう。
- e) 監督 監督とは、契約の適正な履行を確保するため契約相手方の履行途中において、契約の要求事項に適合するか否かを監督することをいう。
- f) 検査 検査とは、契約に基づき整備された車両等の品質及び数量等が、当該契約上の要求事項に適合するか否かを確認、合格又は不合格の判定を行う事をいう。

### 1.3 関連文書

次の文書等は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすもの又はこの仕様書を更に理解するため参考となるものであり、特に版を指定するもの以外は入札書又は見積書提出時における最新版とする。

#### a) 法令等

- 1) 環境基本法（平成5年法律第91号）
- 2) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- 3) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- 4) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
- 5) 道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）
- 6) 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）
- 7) 自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）
- 8) 自動車の点検及び整備に関する手引（平成19年国土交通省告示第317号）
- 9) 自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第1号）
- 10) 航空自衛隊装備品等整備規則（昭和46年航空自衛隊達第10号）
- 11) 航空自衛隊調達規則（J A F R 1 2 4）
- 12) 航空自衛隊物品管理補給手続（J A F R 1 2 5）

#### b) 技術指令書等

- 1) 航空自衛隊装備品等共通整備基準（J. T. O. 00-10-1）
- 2) 航空自衛隊車両等整備基準（J. T. O. 00-10-9）
- 3) 車両等の塗装及び標識（J. T. O. 36-1-3）
- 4) 車両等の防錆処置要領（J. T. O. 36-1-52）
- 5) 個別T O等

## 2 役務に関する要求事項

### 2.1 一般

整備作業は、次の各号に示す要求事項を満足するものとし、整備作業の実施に際しては、車両等の特性及び状態を考慮し、整備資源及び整備工数等を経済的かつ効率的に使用して作業を実施しなければならない。

### 2.2 整備作業の種類

契約相手方の行う整備作業の種類は、次に示すもののうちから個別仕様書で指定する。

- a) 定期検査整備 定期検査整備は、航空自衛隊車両等整備基準（J. T. O. 00

品 名	外注整備共通仕様書（市販型車両）
-----	------------------

－ 10－9) (以下、「車両等整備基準」という。) に定める I 検査又は M 検査を次の工程に従い実施するものとする。ただし、2)「分解検査」及び 3)「修理等」の作業については、定期検査で分解を要求される部位を除き、自衛隊の使用する自動車に関する訓令の保安基準に適合しない状態(おそれがある場合を含む。)にあると認められる場合は、その状態を契約担当官等に報告し承認を得た後、2)「分解検査」及び 3)「修理等」の作業を実施するものとする。

- 1) 定期検査
- 2) 分解検査
- 3) 修理等
- b) 定期点検整備 定期点検整備は、道路運送車両法第48条に基づく定期点検(3か月点検、6か月点検、12か月点検、24か月点検)を次の工程に従い実施するものとする。ただし、2)「分解検査」及び 3)「修理等」の作業については、定期点検で分解を要求される部位を除き、道路運送車両法の保安基準に適合しない状態(おそれがある場合を含む。)にあると認められる場合は、その状態を契約担当官等に報告し承認を得た後、2)「分解検査」及び 3)「修理等」の作業を実施するものとする。
  - 1) 定期点検
  - 2) 分解検査
  - 3) 修理等
- c) その他の整備 その他の整備は、定期検査整備及び定期点検整備時において 2.3.a)「定期検査」及び 2.3.b)「定期点検」に示された作業以外で、個別仕様書又は作業範囲及び修理明細書(別紙様式第1-1及び1-2)で規定した作業を実施するものとする。
- d) 計画外整備 計画外整備は、2.2.a)「定期検査整備」及び 2.2.b)「定期点検整備」以外の整備で個別仕様書又は作業範囲及び修理明細書で規定した作業を実施するものとする。

### 2.3 作業内容

各工程の作業は、個別仕様書又は作業範囲及び修理明細書で特に規定するほか、次により実施しなければならない。

- a) 定期検査 定期検査は、車両等整備基準に定める I 検査又は M 検査について、車両等検査手順(別冊)に従い、個別仕様書に引用する個別 T.O 等に定める整備基準に基づき、目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するに必要な作業の要否を確認(定期検査に必要な一部分解を含む。)するとともに結果を車両等整備基準に定める車両作業用紙(別紙様式第2又は3)に記録するものとする。
- b) 定期点検 定期点検は、自動車点検基準及び自動車の点検及び整備に関する手引に基づき、目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するに必要な作業の要否を確認(定期点検に必要な一部分解を含む。)するとともに、結果を自動車点検基準に定められた定期点検整備記録簿等に記録する。また、特殊装置装備車両の特殊装置点検は、個別仕様書に引用する個別 T.O 等の整備基準等に基づき、定期点検に準じて実施するものとする。

品 名	外注整備共通仕様書（市販型車両）
-----	------------------

- c) 分解検査 分解検査は、定期検査又は定期点検の結果、判明した要修理箇所を検査するため必要な最小限の分解とする。また、分解した部品は個別仕様書に引用する個別T.O等に定める整備基準に基づき、目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い車両等が規定の性能を発揮するのに必要な修理方法及び交換を要する構成品、部品及び材料（以下部品等という。）を判定し、その結果を必要部品及び修理要領明細書（別紙様式第4-1及び4-2）に記録するものとする。
- なお、分解した部品等は交換を要する部品等を除き、必要な清浄度を保持するための処置を行う。
- d) 修理等 修理等は、2.3.c)「分解検査」の判定に基づき、要修理箇所を車両等が規定の性能を発揮するよう修復するため、次の作業を行う。
- 1) 交換 交換は、2.3.c)「分解検査」で交換を要すると判定された部品等を2.4「部品及び材料」により交換する。
  - 2) 加工 加工は、要修理部位を交換することなく、要修理品の状態、特性に応じ最も適した方法で行う。
  - 3) 組立及び調整 組立及び調整は、2.3.c)「分解検査」で使用可能品と判断されたもの、又は2.3.d).1)「交換」及び2)「加工」により修復した部品等を、車両等が規定の性能を得るために適正な手順及び方法により組み立てを行い、必要に応じて各部を調整する。
  - 4) 潤滑 潤滑は、個別仕様書で特に規定する場合を除き、車両等の必要な部位又は部品等に必要な潤滑効果を得るため、適合した油脂を選定（官給品を除く。）のうえ適正量を給油する。
- e) 塗装等
- 1) 防鏽、塗装及び標識 塗装及び標識は、個別仕様書で特に規定する場合を除き、車両等の塗装及び標識及び車両等の防鏽処置要領に基づき実施するものとする。実施にあたっては、極力部分塗装とし、全面塗装を実施する場合は、契約担当官等の指示を受けるものとする。
  - 2) 塗色 塗色は、車両等の塗装及び標識による。ただし、部分塗装を実施する場合には、周辺の塗色に極力一致させるものとする。

## 2.4 部品及び材料

- a) 整備作業に必要な部品及び材料は、個別仕様書又は作業範囲及び修理明細書で規定した官給品及び車両等用特定品目一覧表（別表第1）に記載されている品目を除き、契約相手方において準備する。
- b) 車両部品の割引率については別に示す。
- c) 使用する部品及び材料の規格は、原則として製造会社の純正部品を基準とする。
- d) 契約相手方は官給部品等について不具合を発見した場合は、速やかに契約担当官等に報告する。
- e) 整備作業において、修理不能品（組部品）が発生し、これの使用可能な部位等が他の組部品の修理等に流用することが可能な場合は、これらの部品を活用し、修理費節減を図るものとする。ただし、流用は原則として同一契約の範囲内とする。

## 2.5 機能及び性能

車両等の整備後の機能及び性能は、個別仕様書に特に規定がある場合を除き、次に

品 名	外注整備共通仕様書（市販型車両）
-----	------------------

示す基準に適合しなければならない。

- a) 自衛隊の使用する自動車に関する訓令に定める保安基準又は道路運送車両法の保安基準及び自動車点検基準
- b) 個別T.O等に示す整備基準

## 2.6 作業の中止

次に示す場合は、作業を一時中止し、契約担当官等に申し出て、契約担当官等の指示を受けるものとする。

- a) 整備作業中、当該車両等が修理不能に該当すると判明した場合
- b) 整備作業中、仕様書又は作業範囲及び修理明細書で規定した以外の要修理箇所を発見した場合
- c) 当該車両等を修復するため、仕様書で規定した以外の整備作業の必要がある場合

## 3 品質保証

### 3.1 計測器及び試験装置

車両等が要求事項に適合していることを確認するために使用する計測器及び試験装置は、関連法の規定に適合したものでなければならない。

### 3.2 品質保証資料

契約相手方は、2.3「作業内容」及び2.5「機能及び性能」により作成した結果等を品質保証資料として官側に提出するものとする。また、これらの写しを契約が完了した会計年度の翌年度の4月1日から5年間保管し、いつでも参照できる状態にしておかなければならない。

### 3.3 監督及び検査

外注整備に係る監督及び検査は、契約担当官等の定める監督及び検査実施要領により品質の合否判定をするものとする。また、検査結果不合格の場合は、遅滞なく再整備を実施し検査を受けるものとする。

## 4 その他の指示

### 4.1 付属品及び予備品

付属品及び予備品の整備は、個別仕様書で特に規定した場合を除き原則として整備の対象外とする。

なお、車両搬出入時において、付属品及び予備品の確認を搬出入時車両器材等員数表（別紙様式第5）により実施するものとする。

### 4.2 提出書類

契約相手方は、次の書類を提出しなければならない。

- a) 車両作業用紙（別紙様式第2又は3）又は定期点検整備記録簿
- b) 必要部品及び修理要領明細書（別紙様式第4-1及び4-2）

品 名	外注整備共通仕様書（市販型車両）
-----	------------------

- c) 搬出入時車両器材等員数表（別紙様式第5）
- d) その他契約担当官等の指示するもの。

#### 4.3 安全管理

契約相手方は、各種試験の実施、危険物及び高圧ガスの製造取扱、その他事故を起こしやすい作業について法令に係るものは当該法令、その他のものは規格等（契約相手方が必要により定めた基準等を含む。）に基づき、適切な安全管理を実施しなければならない。

#### 4.4 環境対策

契約相手方は、契約事項を履行するにあたり、環境基本法及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（環境物品等の調達の推進に関する基本方針）等に基づき可能な限り環境対策を実施しなければならない。ただし、契約の適正な履行を確保できない等、不具合が生じた場合は監督官と調整するものとする。

#### 4.5 補給手続き

補給上の手続きについては、個別仕様書で特に規定した場合を除き、次による。

- a) 車両等の搬入及び搬出 車両等の履行場所への搬入及び搬出は、個別仕様書で特に規定する場合を除き、官側において実施する。ただし、履行場所が長沼分屯基地正門より往復30km以上の場合は、契約相手側の責任において実施するものとする。
- b) 官給品の請求手続き 官給品の請求手続き及び官給品の引き渡しについては、契約担当官等の指示による。
- c) 旧部品の返納処置 交換した旧部品は、完成納入時に官側に返納するものとする。

#### 4.6 保証

契約相手方は、次に示す保証を行なわなければならない。

- a) 車両等の搬入及び搬出が契約相手方の責任において実施される場合、契約相手方は自動車保険（自動車損害賠償責任保険及び対人賠償責任保険）に加入する等、保証に必要な措置を講じなければならない。
- b) 車両等の搬入後から搬出時までの一切の保管責任は、契約相手方の責任とする。
- c) 契約履行中における契約相手方の過失、その他により生じた損害は、すべて契約相手方の負担とする。
- d) 当該契約完了後6か月以内において機能不良、損傷等が発生し、その原因が契約相手方の欠陥に基づくものである場合、契約相手方は無償で再修理の責めを負うものとする。

なお、この判定は両者の協議により決定する。

#### 4.7 技術協力

契約相手方は、次に示す場合には、官側に技術等の協力をしなければならない。

- a) 不具合（異状報告）に関する原因、対策及び処置に関して官側から依頼された場合

品 名	外注整備共通仕様書（市販型車両）
-----	------------------

b) 官側から技術的事項に関する資料等の提出又は提示等の要求があった場合

#### 4.8 不具合等の処置

契約相手方は、車両等に不具合等が発生した場合は、速やかに契約担当官等に報告するものとする。

#### 4.9 仕様書の疑義

契約相手方は、この仕様書について疑義が生じた場合は、官側に申し出て協議するものとする。

### 車両用特定品目一覧表

### 別表第 1

区分	項目番号	品目	車両等の区分				
			一般車両		施設車両	荷役車両	その他
			業務車	中型車			
エンジン・車体本体	1	エンジン・アセンブリ	<input type="radio"/>				
	2	クラッチ・アセンブリ		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	3	インジェクション・ポンプ・アセンブリ	<input type="radio"/>				
	4	スーパーチャージャー・アセンブリ			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	5	ラジエター・アセンブリ			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	6	ジェネレーター・アセンブリ			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	7	スタータ・アセンブリ			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	8	トランスミッション・アセンブリ	<input type="radio"/>				
	9	トルクコンバータ・アセンブリ	<input type="radio"/>				
	10	トランスファ・アセンブリ	<input type="radio"/>				
	11	アクスル・アセンブリ	<input type="radio"/>				
	12	フレーム・アセンブリ	<input type="radio"/>				
	13	スプリング・アセンブリ		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	14	キャブ・アセンブリ	<input type="radio"/>				
	15	ボディ・アセンブリ	<input type="radio"/>				
	16	ドアー・アセンブリ		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ウインチ装置	1	ウインチ・アセンブリ			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	2	パワーテイクオフ・アセンブリ			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ダンプ装置	1	ホイスト・アセンブリ				<input type="radio"/>	
	2	ホイストポンプ・アセンブリ				<input type="radio"/>	

注：(1) 車両の区分に対応する車種は航空自衛隊車両等整備基準 (J. T. O. 00-10-9) の第1-1表に示すところによる。

(2) 「車両等の区分」欄中の各欄において、○印を付した欄に該当する車両等に使用する該当○印を付した行の「品目」欄に示す品目が、「車両等用特定品目」である。

別紙様式第1-1

別紙様式第1-2

車両等作業用紙 (一般車両)								整備作業チェック記号							
車種				検査の種類	I : □、 M : □+□ 管理換:※印			✓ 良好	T 締付						
自動車番号				所属部隊				✗ 調整	C 清掃						
開始日付				完了日付				✗✗ 取換	L 給油						
								✗✗✗ 修理							
								分解したら記号を○で囲む							
点検項目				記	備考			点検項目				記	備考		
I. かじ取り装置								2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み							
1. ハンドルの操作具合								3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷							
2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ				※				4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷							
3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み								5. フロント・ホイール・ペアリングのがた							
4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷				■				6. リア・ホイール・ペアリングのがた							
5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂・損傷								IV. 緩衝装置							
6. ステアリング・ナックル連結部のがた				■				1. リーフ・スプリングの損傷				※ ■			
7. ホイール・アライメント								2. リーフ・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷							
8. パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷				■				(1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンド				■			
9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量				※ ■				(2) スプリング・プラケットの取付部				■			
10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み								(3) リーフスプリング・ピンなど連結部				■			
II. 制動装置								(4) トルク・ロッド(ラジアス・ロッド)の連結部				■			
1. ブレーキ・ペダルの遊び、踏込んだときの床板との隙間				■				3. コイル・スプリングの損傷							
2. ブレーキの効き具合				※ ■				4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷							
3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ				※ ■				(1) サスペンションの各取付ボルト・ナット				■			
4. パーキング・ブレーキの効き具合				※ ■				(2) サスペンションの各連結部のがた				■			
5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態				■				(3) サスペンション各部の損傷、ボールジョイントのダスト・ブーツの亀裂、損傷				■			
6. リザーバ・タンクの液量				※ ■				5. エア・サスペンションのエア漏れ				■			
7. ブレーキ・マスター・シリンドラの機能、摩耗、損傷								6. エア・サスペンションのペローズの損傷				■			
8. ブレーキ・ホイール・シリンドラ機能、摩耗、損傷								7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷				■			
9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷								8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能							
10. ブレーキ・チャンバー・ロッドのストローク				■				9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷				※ ■			
前輪 左	前 mm 右	前 mm 後	後輪 左	前 mm 右	前 mm 後	前 mm 右	前 mm 後	V. 動力伝達装置							
11. ブレーキ・チャンバーの機能								1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れたときの床版との隙間							
12. ブレーキ・バルブ、クイック・リリーズ・バルブ、リレー・バルブの機能								(1) クラッチ・ペダルの遊び mm ■							
13. ブレーキ・倍力装置のエア・クリーナの詰まり								(2) リリーズ・フォーク先端の遊び mm ■							
14. ブレーキ倍力装置の機能								(3) クラッチ・ペダルの床版との隙間 mm ■							
15. ブレーキ・カムの摩耗								(4) ブッシュロッド寸法等 mm ■							
16. ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間								2. クラッチの作用							
17. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗								3. クラッチ液の量							
18. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷								4. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ							
19. パック・プレートの状態								5. トランスミッション、トランスファのオイル量							
20. ブレーキ・ディスクとパッドとの隙間								6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み							
21. ブレーキ・パッドの摩耗 *ライニング又はパッドの残厚								7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷							
前輪 左	前 mm 右	前 mm 後	後輪 左	前 mm 右	前 mm 後	前 mm 右	前 mm 後	8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト締手部のがた							
22. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷								(1) スライドイン部の摩耗によるがた							
23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付の緩み								(2) 自在締手部の摩耗によるがた							
24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間								9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンター・ペアリングのがた							
25. センタ・ブレーキのライニングの摩耗								10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量							
26. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷								VI. 電気装置							
27. 油圧式二重安全ブレーキ機構の機能								1. スパーク・プラグの状態							
III. 走行装置								2. 点火時期							
1. タイヤの状態								3. ディストリビュータのキャップの状態							
(1) タイヤの空気圧 (スペア・タイヤ含む)								4. バッテリのターミナル部の緩みと腐食							
(2) タイヤの亀裂、損傷								5. 電気配線の接続部の緩みと損傷							
(3) タイヤの溝の深さ、異状摩耗								※							
*タイヤの溝の深さ								※							
前輪 左	前 mm 右	前 mm 後	後輪 左	前 mm 右	前 mm 後	前 mm 右	前 mm 後	VII. 原動機							
1. タイヤの状態								1. 低速と加速の状態							
(1) タイヤの空気圧 (スペア・タイヤ含む)								2. 排気の状態							
(2) タイヤの亀裂、損傷								CO H C 黒煙							
(3) タイヤの溝の深さ、異状摩耗								3. エア・クリーナ・エレメントの状態							
*タイヤの溝の深さ								4. エア・クリーナの油の汚れと量							
前輪 左	前 mm 右	前 mm 後	後輪 左	前 mm 右	前 mm 後	前 mm 右	前 mm 後	5. シリング・ヘッド、マニホールド各部の締付状態							
1. タイヤの状態								6. エンジン・オイルの漏れ							

7. 燃料漏れ	※		2. ワイパー及びウインド・ウォッシャの作用	※	
8. ファン・ベルトの緩みと損傷	※		3. デフロスターの作用		
9. 液却水漏れ	※		4. 施錠装置の作用		
<b>VII. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置</b>			5. エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷		
1. メターリング・バルブの状態			6. マフラの機能		
2. ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷			7. 火花防止装置の状態		
3. 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷			8. エア・タンクの凝水		
4. チャコール・キャニスターの詰まりと損傷			9. エア・コンプレッサの機能		
5. 燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷			10. プレッシャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能		
6. 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩みと損傷			11. 非常口の扉の機能		
7. 二次空気供給装置の機能			12. 車枠、車体の緩みと損傷	※	
8. 排気ガス再循環装置の機能			13. 連結装置のカブラの機能と損傷		
9. 減速時排気ガス減少装置の機能			14. 連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷		
10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態			15. シート・ベルトの状態		
<b>IX. 附属装置等</b>			16. 開扉発車防止装置の機能		
1. ホーンの作用	※		17. シャシ各部の給油脂状態	※	

署名については、※印の項目のみであれば整備員印欄及び整備隊等の長印欄にそれぞれ整備実施者、その所属隊等の長の署名又は押印で可、検査員印欄及び整備幹部印欄は省略可。

付記又は特記事項

整備員印		検査員印		整備幹部印		整備隊等の長印	
------	--	------	--	-------	--	---------	--

車両等作業用紙（施設、荷役その他の車両等）								整備作業チェック記号							
車種				検査の種類	I : □、 M : □+□ 管理換：※印			✓ 良好	T 締付						
自動車番号				所属部隊				✗ 調整	C 清掃						
開始日付				完了日付				✗✗ 取換	L 給油						
								✗✗✗ 修理							
								分解したら記号を○で囲む							
点検項目				記	備考			点検項目				記	備考		
I. かじ取り装置								2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み							
1. ハンドルの操作具合								3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷							
2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ				※				4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷							
3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み								5. フロント・ホイール・ベアリングのがた							
4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷								6. リア・ホイール・ベアリングのがた							
5. ポール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂・損傷								IV. 緩衝装置							
6. ステアリング・ナックル連結部のがた								1. リーフ・スプリングの損傷				※			
7. ホイール・アライメント								2. リーフ・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷							
8. パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷								(1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンド							
9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量				※				(2) スプリング・プラケットの取付部							
10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み								(3) リーフスプリング・ピンなど連結部							
II. 制動装置								(4) トルク・ロッド（ラジアス・ロッド）の連結部							
1. ブレーキ・ペダルの遊び、踏込んだときの床板との隙間								3. コイル・スプリングの損傷							
2. ブレーキの効き具合				※				4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷							
3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ				※				(1) サスペンションの各取付ボルト・ナット							
4. パーキング・ブレーキの効き具合				※				(2) サスペンションの各連結部のがた							
5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態								(3) サスペンション各部の損傷、ボールジョイントの ダスト・ブーツの亀裂、損傷							
6. リザーバ・タンクの液量				※				5. エア・サスペンションのエア漏れ							
7. ブレーキ・マスター・シリングの機能、摩耗、損傷								6. エア・サスペンションのペローズの損傷							
8. ブレーキ・ホイール・シリンド機能、摩耗、損傷								7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷							
9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷								8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能							
10. ブレーキ・チャンバー・ロッドのストローク								9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷				※			
前輪	左	前 mm	右	前 mm	後輪	左	前 mm	右	前 mm	右	後 mm	後 mm	後 mm	後 mm	
11. ブレーキ・チャンバーの機能								V. 動力伝達装置							
12. ブレーキ・バルブ、クイック・レリーズ・バルブ、 リレー・バルブの機能								1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れた ときの床板との隙間							
13. ブレーキ・倍力装置のエア・クリーナの詰まり								(1) クラッチ・ペダルの遊び				mm			
14. ブレーキ倍力装置の機能								(2) レリーズ・フォーカ先端の遊び				mm			
15. ブレーキ・カムの摩耗								(3) クラッチ・ペダルの床板との隙間				mm			
16. ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間								(4) プッシュロッド寸法等				mm			
17. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗								2. クラッチの作用							
18. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷								3. クラッチ液の量							
19. パック・プレートの状態								4. トランスマッショーン、トランスファのオイル漏れ							
20. ブレーキ・ディスクとパッドとの隙間								5. トランスマッショーン、トランスファのオイル量							
21. ブレーキ・パッドの摩耗 *ライニング又はパッドの残厚								6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み							
前輪	左	前 mm	右	前 mm	後輪	左	前 mm	右	前 mm	右	後 mm	後 mm	後 mm	後 mm	
22. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷								7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部の ダスト・ブーツの亀裂と損傷							
23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付の緩み								8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト締手部のがた							
24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間								(1) スライドイン部の摩耗によるがた							
25. センタ・ブレーキのライニングの摩耗								(2) 自在縦手部の摩耗によるがた							
26. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷								9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンター・ベアリングのがた							
27. 油圧式二重安全ブレーキ機構の機能								10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量							
III. 走行装置								VI. 電気装置							
1. タイヤの状態								1. スパーク・プラグの状態							
(1) タイヤの空気圧（スペア・タイヤ含む）								2. 点火時期							
(2) タイヤの亀裂、損傷								3. ディストリビュータのキャップの状態							
(3) タイヤの溝の深さ、異状摩耗								4. バッテリのターミナル部の緩みと腐食				※			
*タイヤの溝の深さ								5. 電気配線の接続部の緩みと損傷				※			
前輪	左	前 mm	右	前 mm	後輪	左	前 mm	右	前 mm	右	後 mm	後 mm	後 mm	後 mm	
VII. 原動機								CO				HC		黒煙	
1. 低速と加速の状態															
2. 排気の状態															
3. エア・クリーナ・エレメントの状態															
4. エア・クリーナの油の汚れと量															
5. シリング・ヘッド、マニホールド各部の締付状態															
6. エンジン・オイルの漏れ															

7. 燃料漏れ	※		X. 施設、荷役、その他の車両等		
8. ファン・ベルトの緩みと損傷	※		1. キャリッジ	※	
9. 冷却水漏れ	※		2. 操作レバーリフト、チルト	※	
<b>VII. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置</b>					
1. メターリング・バルブの状態			3. チェンリフト、ドライブ	※	
2. プローバイ・ガス還元装置の配管の損傷			4. ケーブルーウインチ、ホイスト	※	
3. 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷			5. シリンダーリフト、チルト	※	
4. チャコール・キャニスターの詰まりと損傷			6. 油圧ポンプ	※	
5. 燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷			7. 一般漏えい-油、水、空気	※	
6. 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩みと損傷			8. 旋回機構		
7. 二次空気供給装置の機能			9. マスト本体、ブーム		
8. 排気ガス再循環装置の機能			10. 安全クラッチ、減速機構	※	
9. 減速時排気ガス減少装置の機能			11. ドラム	※	
10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態			12. 升降機構	※	
<b>IX. 附属装置等</b>					
1. ホーンの作用	※		13. コンミューター、ブラシ	※	
2. ワイパー及びウインド・ウォッシャの作用	※		14. コントローラ	※	
3. デフロスターの作用			15. パワー・ティク・オフ	※	
4. 施錠装置の作用			16. 索導器	※	
5. エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷			17. クレーン・アタッチメント	※	
6. マフラの機能			18. キャタピラ	※	
7. 火花防止装置の状態			19. 排土版、スクレーパ	※	
8. エア・タンクの凝水			20. フィフス・ホイール	※	
9. エア・コンプレッサの機能			21. 補助脚	※	
10. ブレッシャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能			22. キング・ビン-摩耗、破損、カップラ結合箇所	※	
11. 非常口の扉の機能			<b>XI. かく座機収容器材、100tオールテレンクレーン</b>		
12. 車枠、車体の緩みと損傷	※		1. 操向装置	※	
13. 連結装置のカブラの機能と損傷			2. 操向アライメント		
14. 連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷			3. クレーン・エンジン	※	
15. シート・ベルトの状態			4. クレーン電気系統	※	
16. 開扉発車防止装置の機能			5. 補助脚	※	
17. シャシ各部の給油脂状態	※		6. 通話装置	※	
署名については、※印の項目のみであれば整備員印欄及び整備隊等の長印欄にそれぞれ整備実施者、その所属隊等の長の署名又は押印で可、検査員印欄及び整備幹部印欄は省略可。					
付記又は特記事項					
整備員印		検査員印		整備幹部印	
					整備隊等 の長印

# 必要部品及び修理要領明細書

調達要求番号 \_\_\_\_\_

契約番号 \_\_\_\_\_

物品番号 \_\_\_\_\_

品名(型式) \_\_\_\_\_

一連番号 \_\_\_\_\_

適用技術図書 No. \_\_\_\_\_ 発刊年月日 \_\_\_\_\_

会社名 \_\_\_\_\_

監督官名 \_\_\_\_\_

確認年月日 \_\_\_\_\_

注：適用技術図書は本表作成に使用したJ.T.O.（日付を含む。）のみ記載する。

別紙様式第4-2

1 本表には整備作業の実施に際し使用する交換部品、補充部品及び機械加工、板金等の作業、改造時の特殊工程作業を記入する。

2 備考欄には修理箇所の程度を記入する。

搬出入時車両器材等員数表							
調達要求番号			物品番号				
車両器材名			車両番号				
差出部隊名			型式				
シャシ番号			エンジン番号				
搬入年月日			搬出年月日				
搬入時走行量			搬出時走行量				
搬入時燃料			搬出時燃料				
付属品及び予備品等							
番号	品名	現数	状態	番号	品名	現数	状態
監督官				検査官			
検査員				検査員			
備考							
記号説明	✓:異常なし ○:欠品 △:異品 ×:破損						

# 車両等検査手順

航空自衛隊長沼分屯基地

## 車両検査手順

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
I か じ 取 り 装 置	1. ハンドルの操作具合		<input type="radio"/>	<p>次の点検を実施する。</p> <p>(1) 一定車速で平坦な路面を直進中、ハンドルが振れることがないか、また、左右に取られることがないか。</p> <p>(2) 走行中にハンドルを操作したとき、操作が異常に重くないか、また、戻りがよいか。</p> <p>(3) ハンドルを上下、左右、軸方向に動かしたときにがたがないか、また、ハンドルを直進位置から左右に回したときの遊びの量が適当であるか。</p>
	2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ			リフト・アップなどの状態で、ギヤ・ボックス各部からのオイル漏れがないかを目視などにより点検する。
	3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み			リフト・アップなどの状態で、ギヤ・ボックスとフレームとの取付けに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<p>リフト・アップなどの状態で、ロッド、アーム類について、可動部を操舵力の伝わる方向に手で揺するなどして、次の点検を実施する。</p> <p>(1) 連結部にがたがないか。</p> <p>(2) 取付部に緩みがないか。</p> <p>(3) 曲がりや損傷がないか。</p> <p>(4) 喷油孔が欠損していないか。</p>
	5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂、損傷			リフト・アップなどの状態で、ロッド、アーム類のボール・ジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを目視などにより点検する。
	6. ステアリング・ナックルの連結部のがた	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	リフト・アップなどの状態で、補助者にブレーキ・ペダルを踏ませ、タイヤに手を掛けて動かし、キング・ピン又はボール・ジョイントにがたがないかを点検する。
	7. ホイール・アライメント			ホイール・アライメント・テスト(又は、キャンバ・キャスター・キングピン・ゲージ、ターニング・ラジアス・ゲージ、トーン・ゲージ)を用いて、キャンバ・キャスター、トーン(及びキング・ピンの傾斜角度)が規定の範囲にあるかを点検する。(タイヤの異状磨耗、ハンドルの振れ、車体の傾きなどの異状が認められない場合は、サイド・スリップ・テストにより点検してもよい。)
	8. パワー・ステアリングのベルトの緩みと損傷	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<p>(1) 定められたペリ間のベルト中央部を手(10kgf)で押したとき、たわみ量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。</p> <p>(2) ベルト全周にわたって著しい摩耗や損傷、亀裂がないかを目視などにより点検する。</p>
	9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量			<p>(1) リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。</p> <p>ア.ギヤ・ボックス、オイル・ポンプ、ホース、パイプ、接続部などからのオイル漏れがないか。</p> <p>イ. ホースの劣化によるふくらみや損傷、亀裂などがないか。</p> <p>(2) エンジンの稼働状態でハンドル操作を行い、油温を上げた後リザーバ・タンクのオイル量を点検する。(車両によっては、冷間時エンジン停止状態で点検する車両もあるので注意)</p>
	10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	リフト・アップの状態で、スパナなどにより、次の点検を実施する。
II 制 動 装 置	1. ブレーキ・ペダルの踏み込んだときの床板とのすき間	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	エンジンをかけた状態でブレーキ・ペダルを強く踏み込んで、ペダルと床板のすき間が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。また、踏みごたえから、エアの混入がないかを点検する。
	2. ブレーキのきき具合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<p>(1) 乾燥した路面を走行してブレーキ・ペダルを踏み込んだとき、踏力に応じた制動力が得られ、進行方向にまっすぐに止まることができるかを点検する。</p> <p>(2) ブレーキ・テストで点検する場合は、左右前後輪の制動力の総和及び左右差が規定値にあるかを点検する。</p>

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
	3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ	○	○	(1) パーキング・ブレーキ・レバー(ペダル)を規定の力で操作したとき、引きしろ(踏みしろ)が、規定のハッチ数(ラチエットが込み込む音で確認)の範囲にあるか、また、開放時と走行位置に保持されるかを点検する。 (2) ホイールパーク式(空気式車輪制動型)にあっては、エンジンをかけて規定の空気圧の状態で、レバーを駐車位置まで引いたとき、引っかかりなどの異状がなく、空気の排出音が聞こえること。また、駐車位置及び走行位置にそれぞれレバーが保持されるかを点検する。
	4. パーキング・ブレーキのきき具合	○	○	(1) 乾燥した急坂(5分の1(20%)勾配)の路面で、停止状態が保持できるかを点検する。 (2) ブレーキ・テスターで点検する場合は、制動力が規定値以上あるかを点検する。ただし、ホイールパーク式(空気式車輪制動型)にあっては、エンジンをかけて規定の空気圧の状態にして、レバーを駐車位置(またはテストポジション)まで引き点検する。
	5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態	○	○	(1) リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 ア. ホース、パイプ、接続部に液漏れや損傷がないかを目視などにより点検する。 イ. 走行中の振動やハンドル操作などによりパイプ、ホースが車体その他の部分と接触のおそれがないかを目視などにより点検する。 ウ. ホースに劣化によるふくらみや亀裂、損傷がないかを目視などにより点検する。 エ. 接続部、クランプに緩みなどがないかをスパンなどにより点検する。 (2) エア・ブレーキにあっては、リフト・アップなどの状態で、ホース、パイプの接続部に石けん水などを塗ってエア漏れがないかを目視などにより点検する。又は、エンジンを始動させ、タンク内圧力が規定値に達したときエンジンを停止させ、圧力差により空気圧の保持状態からエア漏れがないかを点検する。
	6. リザーバ・タンクの液量	○	○	(1) リザーバ・タンクの液量が規定の範囲(MAX～MINなど)にあるかを点検する。 (2) リザーバ・タンク周辺から液漏れがないかを目視などにより点検する。また、通気孔のある場合には、通気孔の詰まりを目視などにより点検する。
	7. ブレーキ・マスタ・シリンダの機能	○		マスタ・シリンダに損傷や液漏れがないかを目視などにより点検する。
	8. ブレーキ・ホイール・シリンダの機能	○		リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、ホイール・シリンダ(シリンダ・ブーツ内を含む。)に損傷や液漏れがないかを目視などにより点検する。
	9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷	○		リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外し、ディスク・キャリパに損傷や液漏れがないかを目視などにより点検する。
	10. ブレーキ・チャンバ・ロッドのストローク	○	○	規定の空気圧状態で、補助者にブレーキ・ペダルをいっぱいに踏み込ませ、ロッドのストロークが規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。
	11. ブレーキ・チャンバの機能	○		(1) 規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルをいっぱいに踏み込ませ、チャンバのクランプ回りに石けん水などを塗ってエア漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) ペダルを戻したときのチャンバ・ロッドの戻りに異状がないかを目視などにより点検する。
	12. ブレーキ・バルブ、クイック・レリーズ・バルブ、リレー・バルブの機能	○		(1) 規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルをいっぱいに踏み込ませ、ブレーキ・バルブ、クイック・レリーズ・バルブ、リレー・バルブからエア漏れがないかを音により点検する。また、ペダルを戻したとき、各バルブからのエアの排出に異状がないかを音により点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
II 制動装置	12. ブレーキ・バルブ、クリック・リリーズ・バルブ、リレー・バルブの機能	○	○	(2) ブレーキ・バルブにあっては、エアの吐出側に圧力計を取り付け、規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルをいっぱいに踏み込ませ、圧力計がエア・タンク内の圧力と同じ圧力であるかを点検する。又は、分解して、バルブ、ピストン、バルブ・スプリング、ゴム部品などに損傷やへたり、劣化がないかを目視などにより点検する。 (3) リレー・バルブにあっては、入口側と出口側に圧力計を取り付け、規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルを踏み込ませ、入口側と出口側の圧力差が規定の範囲にあるかを点検する。又は、分解して、バルブ、ピストン、ダイヤフラム、スプリング、ゴム部品などに損傷やへたり、劣化がないかを目視などにより点検する。
	13. ブレーキ倍力装置のエアー・クリーナの詰まり			○ 分離型真空倍力式にあっては、エレメントを取り出し、汚れによる詰まり、損傷がないかを目視などにより点検する。
	14. ブレーキ倍力装置の機能	○	○	(1) エンジン停止状態で、ブレーキ・ペダルを数回踏むなどして真空王又は空気圧を大気圧にしてから、次にブレーキ・ペダルを強く踏み込んだままエンジンを始動し、真空王又は空気圧が規定値に達したとき、ブレーキ・ペダルと床板とのすき間が減少するかを点検する。 (2) エンジンを停止させ、真空王又は空気圧が大気圧になるまでブレーキ・ペダルを普通に踏み込んだとき、1回目より2回目、3回目と踏み込むにつながってブレーキ・ペダルと床板とのすき間が増大するかを点検する。 (3) 必要がある場合には次の点検を実施する。 ア. 油圧計などのテスタを使用して、油圧の低下及び発生油圧などが、規定の範囲にあるかを点検する。 イ. 真空管又は圧力管などのテスタを使用して、圧力の低下などが範囲にあるかを点検する。 ウ. 真空管又は圧力管などのテスタを使用して、チェック・バルブ及びリレー・バルブの機能を点検する。又は、分解して、チェック・バルブ、リレー・バルブ、ダイヤフラム、ピストン・カップなどのゴム部品に損傷、劣化がないかを確認することにより機能を点検する。
	15. ブレーキ・カムの摩耗			○ リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、カムに摩耗や損傷がないかを目視などにより点検する。
	16. ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間	○	○	(1) 自動調整方式 リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ペダル又はパーキング・ブレーキ・レバーを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、タイヤを手で回したとき、引きずりがないかを点検する。 (2) 手動調整方式 リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ペダル又はパーキング・ブレーキ・レバーを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、点検孔のあるものはシックネス・ゲージにより、また、点検孔のないものはアジャスターにより、すき間を点検する。(ドラムが駐車ブレーキとしてのみ使用される車両等については、駐車ブレーキ機構に異状がなければ、この点検を省略することができる。)
	17. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗			○ リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、次の点検を実施する。 (1) ライニングに異状な摩耗や損傷、剥離がないかを目視などにより点検する。 (2) ライニングの厚みをスケールなどにより点検する。 (3) リベット、ボルトに緩みがないかを点検する。
	18. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、ドラムの内側に異状な摩耗、亀裂、損傷などがないかを目視などにより点検する。(ドラムが駐車ブレーキとしてのみ使用される車両等については、駐車ブレーキ機構に異状がなければ、この点検を省略することができる。)
	19. バック・プレートの状態			(1) リフト・アップなどの状態で、バック・プレート又はアンカ・ブラケットに損傷や亀裂、変形がないかを目視などにより点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、バック・プレート又はアンカ・ブラケットの取付けボルトに緩みがないかをスパンなどにより点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
III 走行装置	20. ブレーキ・ディスクとパッドとのすき間	○	○	リフト・アップなどの状態で、タイヤを手で回したとき異状な引きずりがないかを点検する。
	21. ブレーキ・パッドの摩耗	○	○	リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外しキャリパ・ボディーの点検孔から、パッドの厚みを点検する。また、必要に応じてスケールなどにより点検する。
	22. ブレーキ・ディスクの摩耗・損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外し、ディスク・ロータに異状な摩耗や損傷がないかを目視などにより点検する。
	23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付けの緩み	○	○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ブレーキ・ドラムの取付けボルトに緩みがないかをスパンナなどにより点検する。
	24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間	○	○	リフト・アップなどの状態で、parking・ブレーキ・レバーを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、点検孔のあるものは、シックネス・ゲージにより、また、点検孔のないものは、アジャスタにより、すき間を点検する。
	25. センタ・ブレーキのライニングの摩耗		○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ブレーキ・ドラムを取り外し、ライニングに異状な摩耗や損傷、剥離がないかを目視などにより点検する。(ドラムとライニングとのすき間に異状がなければ、この点検を省略することができる。)
	26. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗・損傷		○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ブレーキ・ドラムを取り外し、ドラムの内側に異状な摩耗、損傷などがないかを目視などにより点検する。(ドラムとライニングとのすき間に異状がなければ、この点検を省略することができる。)
	27. 油圧式二重安全ブレーキ機構セフティ・シリンダ式の機能		○	フロント・ホイール・シリンダのエア・ブリーダを緩めた状態ヒリヤ・ホイール・シリンダのエア・ブリーダを緩めた状態それぞれにおいて、ブレーキ・ペダルを反復して踏み込んだとき、ブレーキ・ペダルと床板とのすき間があるかを点検する。
車両総重量8t以上の大型車において行う点検	1. タイヤの状態	○	○	<p>リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。</p> <p>(1) タイヤ・ゲージを用いて、空気圧が規定値であるかを点検する。スペア・タイヤについても点検する。</p> <p>(2) タイヤの周囲にわたり、亀裂や損傷がないか、釘、石、その他の異物が刺さったり、かみ込んだりしていないか、また、偏摩耗などの異常な摩耗がないかを目視などにより点検する。</p> <p>(3) タイヤの接地面に設けられているウェア・インジケーター(スリップ・サイン)の表示により点検するか、又は、タイヤの接地面の周囲にわたり、溝の深さが規定値以上あるかをディプス・ゲージなどにより点検する。</p>
	2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み	○	○	<p>(1) ホイール・ナット、ボルトに緩みがないかをホイール・ナット・レンチなどにより点検する。</p> <p>(2) 大型車両にあっては次の点検を実施する。</p> <p>ア. JIS方式のシングル・タイヤ及びISO方式のタイヤの場合は、トルク・レンチを用いるなどによりホイール・ナットを規定トルクで締め付ける。</p> <p>イ. JIS方式のダブル・タイヤの場合は、ホイール・ボルトの半数(1個ねぎ)のアウター・ナットを緩めて、インナー・ナットをトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。次に、緩めたアウター・ナットをトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。その後、ホイール・ボルトの残りの半数のアウター・ナット及びインナー・ナットについても同様の処置を講じる。</p> <p>(3) リヤ・シャフトの支持方式が全浮動式のものにあっては、アクスル・シャフトの取付けナット及びボルトに緩みがないかを点検する。</p>
	3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷(車両総重量8t以上の大型車において行う点検)		○	<p>(1) リフト・アップの状態で、ディスク・ホイールを取り外し、次の点検を実施する。</p> <p>ア. ホイール・ボルト及びホイール・ナットについて、亀裂や損傷がないか、ボルトに伸びはないか、著しいさびの発生はないか等を目視などにより点検する。また、ねじ部につぶれ、やせ、かじり等の異状がないかを目視などにより点検する。</p>

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
				<p>イ. ディスク・ホイールについて、ボルト穴や鈸穴のまわり及び溶接部に亀裂及び損傷がないか、ホイール・ナットの当たり面に亀裂、損傷及びへたりがないかを目視などにより点検する。また、ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを目視などにより点検する。</p> <p>(2) ディスク・ホイールを取り付ける際に次の点検を実施する。</p> <p>ア. 関係部品の清掃について、ディスク・ホイールのハブへの取付面とディスク・ホイールあわせ面、ホイール・ナットの当たり面、ハブのディスク・ホイール取付面、ホイール・ボルトのねじ部、ホイール・ナットのねじ部等を清掃し、錆、ゴミ、泥、追加塗装等の異物を取り除く。</p> <p>イ. ホイール・ボルト及びホイール・ナットの潤滑について、JIS方式の場合は、ホイール・ボルト及びホイール・ナットのねじ部並びにホイール・ナットの当たり面に規定の油類を薄く塗布する。ISO方式の場合は、ホイール・ナットねじ部及びホイール・ナットとワッシャとの間にのみ規定の油類を塗布する。(潤滑について自動車製作者の指示がある場合は、その指示する方法で行うこと。)</p> <p>ウ. ホイール・ナットの締付けは、当該ディスク・ホイールの中心点を挟んで反対側にある2つのホイール・ナットを交互に、かつ、個々のホイール・ナットが均等に締め付けられるように数回に分けて徐々に締める方法に則り行い、最後にトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。この場合、なるべく奥まで手で回し入れ、円滑に回ることを確認し、ひつかり等異状がある場合にはホイール・ボルト等を交換する。</p> <p>エ. インパクト・レンチで締め付ける場合は、締付時間、圧縮空気圧力等に留意し、締めすぎないように十分注意を払い、最終的な締め付けは、トルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。</p> <p>(3) JIS方式のダブル・タイヤの場合は、始めにインナー・ナットについて上記のリフト・アップなどの状態で、ディスク・ホイールを取り外して行う点検及びディスク・ホイールを取り付ける際に行う点検を行った後、アウター・ナットについて、インナー・ナットと同様に点検を行う。</p> <p>(4) ディスク・ホイールの取付け後、ディスク・ホイールの取付状態に適度な馴染みが生じる走行後(一般的に50~100km走行後が最も望ましい)、ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み(3月ごとの点検項目)に示す方法によりホイール・ナットを締め付ける。</p>
4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷		○		リム、サイド・リング、ホイール・ディスクに損傷、腐食などがないかを目視などにより点検する。また、サイド・リング付きのディスク・ホイールにあっては、合口のすき間についても規定値内であるかを点検する。
5. フロント・ホイール・ベアリングのがた		○	○	<p>リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。</p> <p>(1) タイヤの上下に手を掛けて動かし、がたがないかを点検し、がたがあつた場合には、ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検し、ホイール・ベアリングのがたであるかどうかを点検する。(ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検した時にがたがなくなれば、サスペンションなどのがたではなくホイール・ベアリングのがたとなる。)</p> <p>(2) ディスク・ホイールを回転させて、異音がないかを点検する。</p> <p>(3) 必要がある場合には、フロント・ホイール・ベアリングを取り外し、ベアリングなどに摩耗や損傷尼水などの浸入がないかを点検する。</p>
6. リヤ・ホイール・ベアリングのがた		○		<p>リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。</p> <p>(1) タイヤの上下に手を掛けて動かし、がたがないかを点検し、がたがあつた場合には、ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検し、ホイール・ベアリングのがたであるかどうかを点検する。(ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検した時にがたがなくなれば、サスペンションなどのがたではなくホイール・ベアリングのがたとなる。)</p> <p>(2) ディスク・ホイールを回転させて、異音がないかを点検する。</p> <p>(3) 必要がある場合には、リヤ・ホイール・ベアリングを取り外し、ベアリングなどに摩耗や損傷尼水などの浸入がないかを点検する。</p>

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
IV 緩衝装置	1. リーフ・スプリングの損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、リーフ・スプリングに折損、亀裂などがないかを目視などにより点検する。
	2. リーフ・サスペンション取付部、連結部の緩み、がた及び損傷		○	(1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンドなどに緩みや損傷がないかをスパナなどにより点検する。 (2) スプリング・ブラケットの取付部に緩みや損傷がないかを点検ハシマなどにより点検する。 (3) リーフ・スプリングのピンなどで連結されている部分を点検ハシマや手で揺するなどして、軸方向又は直角方向にがたがないかを点検する。 (4) 後二軸のトラニオン式などにあっては、トルク・ロッド(ラジアス・ロッド)の連結部にがたがないかを点検ハシマなどにより点検する。
	3. コイル・スプリングの損傷		○	リフト・アップなどの状態で、コイル・スプリングの折損、亀裂などがないかを目視などにより点検する。
	4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた及び損傷		○	(1) サスペンションの各取付ボルトやナットに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) サスペンションの各連結部を手で揺するなどして、軸方向又は直角方向にがたがないかを点検する。 (3) サスペンション各部に損傷がないか、また、ボール・ジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを目視などにより点検する。
	5. エア・サスペンションのエア漏れ	○	○	(1) エンジンを始動させ、タンク内圧力が規定値に達したときエンジンを停止させ、圧力計により空気圧の保持状態からエア漏れがないかを点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、ベローズ、レベリング・バルブ及びシャイプの接続部などに石けん水などを塗って、エア漏れがないかを点検する。
	6. エア・サスペンションのベローズの損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、ベローズに損傷がないかを目視などにより点検する。
	7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷	○	○	(1) ラジアス・ロッド、スタビライザ、リンクageなどの取付部と連結部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) 取付部と連結部に損傷がないかを目視などにより点検する。
	8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能		○	車両を水平な場所に置き、エア・タンク内圧力が規定の範囲にあることを確認した後、フロント、リヤのベローズの高さが規定の範囲にあることをスケールなどにより点検する。(規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。)
	9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) ショック・アブソーバに油漏れ及び損傷がないか。 (2) 取付部に損傷がないか。
V 動力伝達装置	1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れたときの床板とのすき間	○	○	(1) クラッチ・ペダルを手で抵抗を感じるまで押し、遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。このとき、マスター・シリングと一体型の倍力装置付きのクラッチにあっては、エンジンを停止しクラッチ・ペダルを数回踏み込んで、タンク内圧力を大気圧にして点検する。 (2) レリーズ・フォーク先端を手で動かし、レリーズ・フォーク先端の遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。(無調整式レリーズ・シリングの場合は、点検は不要。) (3) アイドリング状態でペーキング・ブレーキを確実に作動させ、さらに、ブレーキ・ペダルを踏んだ状態で1速ごシフトしてクラッチ・ペダルを徐々に離し、クラッチがつながる直前のクラッチ・ペダルと床板とのすき間(又は、床いっぱいまでクラッチ・ペダルを踏み込んだ位置からのすき間)が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
VI 電気装置	2. クラッチの作用	○	○	(1) アイドリング状態でクラッチ・ペダルを踏み込んだとき、異音がなく、異常に重くないかを点検する。また、1速又は後退(リバース)への変速操作がスムーズにできるかを点検する。 (2) クラッチ・ペダルを徐々に離し発進したとき、滑りがなく、接続がスムーズであるかを点検する。
	3. クラッチ液の量	○	○	リザーバ・タンクの液量が規定の範囲にあるかを目視などにより点検する。
	4. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ	○	○	(1) M/T車は、リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファ本体周辺(ケースの合わせ目)やオイル・シール部からオイル漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) A/T車は、リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファ本体周辺(ケースの合わせ目)やオイル・シール部からのオイル漏れがないかを目視などにより点検する。また、オイル・クーラ・ホースに亀裂や損傷がないかを点検する。
	5. トランスミッション、トランスファのオイル量	○	○	(1) M/T車は、リフト・アップなどにより車体が水平の状態で、トランスミッション及びトランスファのフライ・プラグを取り外し、プラグ穴に指を入れるなどしてオイル量を点検する。(オイル漏れがなければ、オイル量は正常と判断して、この点検を省略することができる。) (2) A/T車は、水平な場所に車両を止め、バーキング・ブレーキを確実に作動させてエンジンを暖機し、アイドリング状態で、ブレーキ・ペダルを踏み込んだ状態でシフト・レバーをゆっくり各レンジにシフトした後 P レンジ(車両等によつては、N レンジ)に戻す。そして、レベル・ゲージによりオイル量を点検する。また、レンジ操作の際、シフト・レバーに異状な重さやがたがなく、ポジション・インジケーターの表示と一致しているかを点検する。
	6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み	○	○	(1) リフト・アップなどの状態で、プロペラ・シャフトのジョイント・フランジ・ヨーク取付ボルト、ナット、センタ・ベアリング・ブラケット取付ボルトに緩みがないかをスパンナなどにより点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、ドライブ・シャフトの取付ナットに緩みがないかをスパンナなどにより点検する。
	7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷	○		リフト・アップなどの状態で、ユニバーサル・ジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを目視などにより点検する。また、ブーツからのグリース漏れやブーツ・クランプの緩みがないかを目視などにより点検する。
	8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの締手部のがた	○		リフト・アップなどの状態で、プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトを手で動かし、次の点検を実施する。 (1) 回転方向に動かすことで、主にスプライン部の摩耗などによるがたがないかを点検する。 (2) 上下、左右に動かすことで、主に自在締手部の摩耗などによるがたがないかを点検する。
	9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンタ・ベアリングのがた	○		リフト・アップなどの状態で、センタ・ベアリング付近のシャフトを手で上下、左右方向に動かし、がたがないかを点検する。
	10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量	○	○	(1) リフト・アップなどの状態で、デファレンシャル周辺からオイル漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、フライ・プラグを取り外してプラグ穴に指を入れるなどしてオイル量を点検する。(オイル漏れがなければ、オイル量は正常と判断して、この点検を省略することができる。)
	1. スパーク・プラグの状態	○	○	スパーク・プラグ(白金プラグ及びイリジウム・プラグを除く。)を取り外し、次の点検を実施する。 (1) 電極に汚れや損傷、摩耗がないか、また、絶縁碍子に焼損がないかを目視などにより点検する。 (2) 中心電極と接地電極とのすき間(プラグ・ギャップ)が規定の範囲にあるかをプラグ・ギャップゲージなどにより点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
VII 原動機	2. 点火時期	○	○	エンジン暖機後、規定のアイドリング回転数で、タイミング・ライトなどを用いて、点火時期が適切であるかをクランク・プーリなどの合わせマークを見て点検する。
	3. ディストリビュータのキャップの状態		○	ディストリビュータのキャップを取り外し、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) キャップ、ロータの汚れががないか。 (2) ハイテンション・コードの差込部に緩みや錆などがないか。 (3) キャップ内側各端子(セグメント)に焼損や錆がないか。 (4) キャップの合わせ面がほこりなどで汚れていないか。 (5) センタ・ピースに損傷や摩耗がないか、また、スプリングにへたりなどがないか。
	4. バッテリのターミナル部の緩みと腐食	○	○	ターミナル部が、緩みや腐食により接続状態が不良でないかを点検する。
	5. 電気配線の接続部の緩みと損傷	○	○	(1) エンジン・ルーム内の電気配線について、次の点検を実施する。 ア. 接続部に緩みがないかを手で動かすなどして点検する。 イ. 電気配線に損傷がないか、また、クランプに緩みがないかを目視などにより点検する。 ウ. 電気配線が他部品と干渉するおそれがないかを点検する。 (2) 必要に応じ、シャン各部の電気配線についても点検する。
	1. 低速と加速の状態	○	○	(1) エンジンを暖機させた状態で、アイドリング時の回転がスムーズに続くかを点検する。また、回転計を用いて点検する場合は、アイドリング時の回転数が規定の範囲にあるかを点検する。 (2) エンジンを徐々に加速したとき、アクセル・ペダルに引っ掛けがないか、また、エンスト、ノッキングなどを起こすことなくスムーズに回転するかを走行するなどして点検する。
	2. 排気の状態	○	○	(1) ガソリン車及びLPG車は、エンジンを十分に暖機させた状態で、回転計を用いてアイドリング回転数が規定の範囲にあるかを確認した後、排気ガスの色が白煙や黒煙でないかを目視により点検する。また、アイドリング時のCO(一酸化炭素)及びHC(炭化水素)の排出濃度をCO・HCテスターにより点検する。 (2) ディーゼル車は、エンジンを十分に暖機させた状態で、異状な黒煙を排出していないかを目視などにより点検する。
	3. エア・クリーナ・エレメントの状態	○	○	エレメントを取り外し、汚れ、詰まり、損傷などがないかを目視などにより点検する。
VIII 燃焼系	4. エア・クリーナの油汚れと量	○	○	エア・クリーナのケースを取り外し、オイルの汚れ具合を目視などにより点検する。また、オイルの量が規定の範囲にあるかを目視などにより点検する。
	5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態		○	シリンダ・ヘッド及びマニホールド各部の締付部に緩みがないかをトルク・レンチなどにより点検する。(塑性域締め(角度締め)方式の場合には、この点検は不要。)
	6. エンジン・オイルの漏れ	○	○	リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) シリンダ・ヘッド・カバー、オイル・パン、ドレーン・プラグなどからオイル漏れがないか。 (2) オイル・クーラ・ホースなどに劣化によるふくらみや亀裂、損傷がないか。
	7. 燃料漏れ	○	○	リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) フューエル・タンク、フューエル・ポンプ、ホース、パイプ、キャブレータ、インジェクタ、ノズル・ホルダ、インジェクション・ポンプなどから燃料漏れがないか。 (2) フューエル・ホース、パイプに亀裂や損傷がないか。 (3) 各ホース、パイプのクランプの取付けに緩みがないか。 (4) クランプのゴム等の劣化によりホース及びパイプの固定に異常がないか。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
	8. ファン・ベルトの緩みと損傷	○	○	(1) 定められたプーリ間のベルト中央部を手(約10kg)で押したときのたわみ量が、規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。又は、ベルト・テンション・ゲージ(張力計)を用いてベルトの張力が規定値内にあるかを点検する。 (2) ベルト全周にわたっての内側や側面に、摩耗や損傷、亀裂がないかを目視などにより点検する。
	9. 冷却水漏れ		○	(1) アイドリング状態か、又はラジエータ・キャップ・テスターで加圧した状態で、ラジエータ、ウォーターポンプ、ラジエータ・ホース、ヒータ・ホースなどから水漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) ラジエータ・ホースやヒータ・ホースに劣化や損傷がないか、また、ホースのクランプに緩みがないかをスパンなどにより点検する。
VIII ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	1. メターリング・バルブの状態		○	エンジンを作動させ、アイドリング状態でメターリング・バルブのインターク・マニホールド側のホースをつまんだり放したりしたとき、バルブの作動音(カチカチ音)が発生するかを点検する。又は、メターリング・バルブの片側から通気し、反対側から通気しないことを点検する。
	2. プローバイ・ガス還元装置の配管の損傷		○	目視などにより、次の点検を実施する。 (1) ホース、パイプなどの配管に劣化や損傷がないか。 (2) クランプの取付状態に異状がないか。
	3. 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷		○	ホース、パイプなどに損傷などがないかを目視などにより点検する。
	4. チャコール・キャニスターの詰まりと損傷		○	(1) チャコール・キャニスターのフューエル・タンク側のホースを取り外しエアを取り、詰まりがないかを点検する。 (2) パージ・コントロール・バルブのフューエル・タンクからきているホース側を強く吹いたとき通気し、キャブレーターからきているホース側を強く吹いたとき通気しないこと、また、大気開放側から強く吹いたとき通気することを点検する。 (3) チャコール・キャニスター本体に損傷がないかを目視などにより点検する。
	5. 燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷		○	チェック・バルブを取り外すなどして、チェック・バルブの両側から交互にエアを送り、通気状態に差があるかを手を当てるなどして点検する。
	6. 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩みと損傷		○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) 触媒などの排出ガス減少装置本体の取付けに緩みがないかをスパンなどにより点検する。 (2) 触媒本体に損傷がないかを目視などにより点検する。(遮熱板に変形や損傷がなければ、この点検を省略することができる。) (3) 排気温度警告装置の配線の取付けに異状がないかを目視などにより点検する。
	7. 二次空気供給装置の機能		○	二次空気供給装置用フィルタの詰まりや損傷を点検する。また、アイドリング状態で、二次空気供給装置のエア・ホースをエア・クリーナ側で外し、ホースからの空気の吸い込みを点検する。(規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。)
	8. 排気ガス再循環装置の機能		○	エンジン暖機状態で、EGRコントロール・バルブのダイヤフラム部に手を当て、エンジン回転数を変化させたときのダイヤフラムの作動状況を確認する。(規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。)
	9. 減速時排気ガス減少装置の機能		○	ダッシュ・ポットのロッドを指で押したとき抵抗感があり、指を離したとき瞬時に戻ることを確認することにより点検する。(規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。)
	10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態		○	ホース及びパイプに損傷、外れなどがないかを目視などにより点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
IX付属装置等	1. 警音器(ホーン)の作用		○	ホーンの音量及び音質を聴くことなどにより点検する。
	2. 窓拭器(ワイパー)及び液噴射装置(ウインド・ウォッシャ)の作用		○	次の点検を実施する。 (1) ウィンド・ウォッシャ液の量が適当か。 (2) ウィンド・ウォッシャ液の噴射の向き及び高さが適当か。 (3) ワイパーの低速及び高速の各作動が不良でないか。 (4) ワイパーの挾持状態が不良でないか。
	3. デフロスタの作用		○	デフロスタを作動させ、吹き出し口(サイドを含む。)からの空気の吹き出しや風量の切り換えに異状がないかを手を当てて点検する。
	4. 施錠装置(ステアリング・ロック)の作用		○	エンジン・キーを抜いたときステアリング・ロックが確実に作用するかを点検する。
	5. エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) エキゾースト・パイプ及びマフラの取付部、接続部に緩みがないかを手で搖するなどして点検する。 (2) エキゾースト・パイプ、マフラ及び遮熱板の取付ボルト、ナットに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (3) ラバー・ハンガーの劣化や損傷、取付状態を点検する。 (4) エキゾースト・パイプ、マフラ及び遮熱板に損傷や腐食がないかを点検する。 (5) エキゾースト・パイプ及びマフラが他の部分との接触のおそれがないかを点検する。 (6) エンジンを始動し、接続部などより排気ガスが漏れていなければ点検する。
	6. マフラの機能		○	エンジンを始動し、回転数を変化させ、排気音に異状がないかを聴くことなどにより点検する。
	7. 火花防止装置の状態	○	○	火花防止装置が十分冷えた状態で潤滑剤等を使い点検プラグを外し、エンジンを始動させ火花防止装置本体を木ハンマー等で軽くたたき、アクセルを軽く踏み込み煤が出ないか点検する。煤が出るようならプラグを外したまま、煤が出なくなるまで次の順序を繰り返し清掃する。 (1) 火花防止装置本体を木ハンマー等で軽くたたく。 (2) アクセルを軽く踏み込む。
	8. エア・タンクの凝水	○	○	エア・タンクのドレン・コックを開き、タンクに水がたまっていないかを点検する。
	9. エア・コンプレッサの機能		○	エア・タンクのエアを排出した後、エンジンを始動させ、アイドリング状態で、タンク内圧が規定値となるまでの所要時間を調べることにより点検する。
	10. プレッシャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能		○	エンジン運転状態で、ブレーキ・ペダルを数回踏み、タンク内圧力が下限規定値に低下したときに、自動的にエア・コンプレッサが働き、上限規定値で自動的に停止するかを点検する。
	11. 非常口の扉の機能	○	○	非常口の扉がスマーズに開き、確実に閉まるかを点検する。また、開いたときに警報装置が作動するかを点検する。
	12. 車体(フレーム)、車体(ボディー)の緩みと損傷	○	○	(1) 乗用車等は、次の点検を実施する。 ア. リフト・アップなどの状態で、フレーム、クロス・メンバなどのリベット、ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、フレーム、クロス・メンバなどに損傷などがないかを目視などにより点検する。 イ. トア、エンジン・フード、トランク・リッドなどの各ビンジに緩みがないかを手で動かすなどして点検する。 (2) 貨物車等は、次の点検を実施する。 ア. リフト・アップなどの状態で、フレーム、サイド・メンバ、クロス・メンバなどのリベット、ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、フレーム各部に損傷などがないかを目視などにより点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
X 特 殊 装 置				<p>イ. チルト式キャブにあっては、キャブ・チルト・ロック装置、ヒンジなどの各部に緩みや損傷がないかを目視などにより点検する。また、機能に異状がないかを点検する。</p> <p>ウ. 物品積載装置、巻込防止装置、突入防止装置などの取付ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、物品積載装置、巻込防止装置、突入防止装置などに損傷などがないかを目視などにより点検する。</p> <p>エ. ドア、エンジン・フード、バック・ドアなどのピベジに緩みがないかを手で動かすなどして点検する。また、損傷がないかを目視などにより点検する。</p>
	13. 連結装置のカプラの機能と損傷	<input type="radio"/>		<p>(1) 平坦な場所で、トレーラなどとの連結及び切離しがスムーズに行えるかを点検する。</p> <p>(2) カプラの取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。</p> <p>(3) カプラ・ジョー、ジョー・ピン、シャフト及び軸受部に摩耗や損傷、がたがないかを目視などにより点検する。また、ラバー式カプラの場合には、ラバーに損傷や摩耗がないかを目視などにより点検する。</p> <p>(4) カプラ・サドル(ベース)の上面に損傷や摩耗がないかを目視などにより点検する。</p>
	14. 連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷	<input type="radio"/>		ピントル・フックとレネット・アイに損傷がないかを目視などにより点検する。また、取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	15. 座席ベルト(シート・ベルト)の状態	<input type="radio"/>		シート・ベルトに損傷がないかを目視などにより点検する。また、バックルを操作してかみ具合に異状がないかを点検する。
	16. 開扉発車防止装置の機能	<input type="radio"/>		乗降口の扉を開いたとき、運転席の警報装置が作動するか、また、扉を閉じた後でなければ発車しないかを点検する。
	17. シャシ各部の給油脂状態	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<p>(1) シャシ各部の給油脂の状態が十分であるかを目視などにより点検する。</p> <p>(2) 給油脂部のダスト・ブーツの破損、グリース・ニップルの脱落や緩みを点検する。</p> <p>(3) 自動給脂式のものは、自動給脂装置のスイッチを操作し、パイロット・ランプの点灯により、給脂が十分であるかを目視などにより点検する。</p>
	1. 操作レバー	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<p>次の点検を実施する。</p> <p>(1) リンク機構ケーブル全体の作動良好と給油の検査をする。</p> <p>(2) ロッド、ピン、クレビス及びケーブル、プッシュ又はペアリングの状態、調整が正しく及び確実に締まっているかを検査する。キー・バー、コッター、ピン及びボルトが確実に定位置に固定されていることを確認する。</p>
	2. シリンダ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<p>次の点検を実施する。</p> <p>(1) シール、ガスケット、ブーツ、パッキン及び配管の機能良好、取付けの確実及び漏えいを点検する。</p> <p>(2) ピストン・ロッド、パッキン押さえを締める。(ロッドの表面には薄い膜が必要であるから余り締めつけ過ぎではないけない。)</p>
	3. 油圧ポンプ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	往復運動式、遠心式、ダイヤフラム式ポンプ、ピストン、インペラ、ダイヤフラム及びシャフトの漏れ、アライメント及び過度の摩耗を検査する。
	4. パワー・テーク・オフ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<p>機能、正規の調整、取付けの確実及び漏れを次の箇所について点検する。</p> <p>(1) プロペラ・シャフト</p> <p>(2) ユニバーサル・ジョイント</p> <p>(3) ピロー・ブロック</p> <p>(4) ドライブ・チェーン</p> <p>(5) スラック</p> <p>(6) アジャスタ</p> <p>(7) コントロール・レバー</p>